

柏崎市議会概要

平成30年7月



柏崎市議会事務局

目 次

1	市勢の概要	1
2	財政の状況（平成30年度）	1
3	議員	4
4	議会構成	5
	(1) 議会構成	
	(2) 常任委員会の所管事項	
5	議会の運営	6
	(1) 通年議会	
	(2) 議会運営委員会	
	(3) 議会運営に関する主な事項	
	(4) 請願（陳情）の取扱い	
6	議会活動の結果	8
7	報酬及び費用弁償等	9
	(1) 議員報酬額	
	(2) 三役の給与	
	(3) 議員の期末手当	
	(4) 費用弁償	
	(5) 政務活動費	
8	議会図書室	10
9	議会刊行物	10
10	議会ホームページ	10
11	議会事務局	11
	(1) 機構と職員数	
	(2) 議会各室の状況	
	(3) 議会の歳出予算	

1 市勢の概要

(1) 人口	86,833人	(平成27年国勢調査)
	85,060人	(平成30年2月末現在住民登録)
(2) 世帯数	33,560世帯	(平成27年国勢調査)
	34,813世帯	(平成30年2月末現在住民登録)
(3) 産業別就業人口	(平成27年国勢調査)	
第一次産業	1,423人	3.4%
第二次産業	14,520人	35.0%
第三次産業	25,104人	60.5%
分類不能	432人	1.1%
合計	41,479人	100.0%
(4) 面積	442.03km ²	

2 財政の状況 (平成30年度)

(1) 当初予算総括表 (単位 千円)

一般会計	51,500,000
特別会計 (5会計)	27,825,769
・国民健康保険事業	9,156,398
(事業勘定)	(8,772,831)
(直営診療施設勘定)	(383,567)
・後期高齢者医療	966,136
・介護保険	9,287,631
・土地取得事業	206,800
・墓園事業	9,100
・ガス事業清算特別会計	8,199,704
企業会計 (4会計)	15,805,764
・ガス事業	0
・水道事業	5,834,243
・工業用水道事業	13,831
・下水道事業	9,957,690
合計	95,131,533

(2) 一般会計歳入歳出

(単位 千円：%)

歳 入			歳 出		
款	予 算 額	構成比	款	予 算 額	構成比
1市 税	15,748,051	30.6	1議 会 費	297,538	0.6
2地 方 譲 与 税	384,424	0.7	2総 務 費	9,394,805	18.2
3利 子 割 交 付 金	7,147	0.0	3民 生 費	12,516,264	24.3
4配 当 割 交 付 金	32,358	0.1	4衛 生 費	2,920,114	5.7
5株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	17,757	0.0	5労 働 費	2,121,510	4.1
6地 方 消 費 税 交 付 金	1,534,937	3.0	6農 林 水 産 業 費	1,534,682	3.0
7ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	23,000	0.0	7商 工 費	2,738,435	5.3
8自 動 車 取 得 税 交 付 金	88,000	0.2	8土 木 費	6,512,563	12.6
9地 方 特 例 交 付 金	50,000	0.1	9消 防 費	1,932,711	3.8
10地 方 交 付 税	6,850,000	13.3	10教 育 費	4,906,472	9.5
11交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	8,000	0.0	11災 害 復 旧 費	7,014	0.0
12電 源 立 地 地 域 対 策 等 交 付 金	1,754,035	3.4	12公 債 費	6,567,891	12.8
13分 担 金 及 び 負 担 金	650,321	1.3	13諸 支 出 金	1	0.0
14使 用 料 及 び 手 数 料	855,238	1.7	14予 備 費	50,000	0.1
15国 庫 支 出 金	4,089,125	7.9			
16県 支 出 金	3,552,697	6.9			
17財 産 収 入	87,197	0.2			
18寄 附 金	137,819	0.3			
19繰 入 金	6,489,107	12.6			
20繰 越 金	500,000	1.0			
21諸 収 入	4,518,987	8.8			
22市 債	4,121,800	8.0			
合 計	51,500,000	100.0	合 計	51,500,000	100.0

(注) 千円未満四捨五入のため、積み上げと合計が一致しない場合があります。

(3) 一般歳出の性質別区分

(単位 千円：%)

区 分	予 算 額	構 成 比
1 人件費	6,818,899	13.2
うち職員給	4,814,599	9.3
2 物件費	6,992,345	13.6
3 維持補修費	703,666	1.4
4 扶助費	6,531,444	12.8
5 補助費等	5,882,330	11.4
6 普通建設事業費	6,644,521	12.9
補助事業費	2,980,258	5.8
単独事業費	3,462,274	6.7
県営事業負担金	201,989	0.4
国直轄事業負担金	0	-
7 災害復旧事業費	7,014	0.0
8 失業対策事業費	0	-
9 公債費	6,569,891	12.8
10 積立金	4,636,551	9.0
11 投資及び出資金	244,218	0.5
12 貸付金	3,962,998	7.7
13 繰出金	2,456,123	4.8
14 予備費	50,000	0.1
合 計	51,500,000	100.0

(注) 千円未満四捨五入のため、積み上げと合計が一致しない場合があります。

3 議員

(1) 議員定数 (平成23年5月から適用)

条例定数 26人 現員 26人

(2) 党派別 (平成30年7月現在)

党派	人員	党派	人員	党派	人員
自由民主党	10	社会民主党	2	日本共産党	2
公明党	2	無所属	10		

(3) 会派別 (平成30年4月現在)

会派	人員	会派	人員	会派	人員
自治研究会	3	市民クラブ	3	日本共産党柏崎市議員団	2
公明党	2	民社友愛	2	決断と実行	7
柏崎のみらい	3	社会クラブ	3	無所属	1

(4) 年齢別 (平成30年4月現在)

回数 会派	～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56～60	61～65	66～	計	平均年齢
自治研究会			1				1	1	3	57.3
市民クラブ				1		1	1		3	55.6
日本共産党議員団					1		1		2	59.0
公明党						1	1		2	62.5
民社友愛					2				2	54.0
決断と実行	1		1	1		2		2	7	56.6
柏崎のみらい					2	1			3	55.3
社会クラブ				1				2	3	65.3
無所属								1	1	70.0
計	1	0	2	3	7	3	5	5	26	58.4

(5) 当選回数別 (平成30年4月現在)

回数 会派	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
自治研究会	1		2							3
市民クラブ	2	1								3
日本共産党議員団			1				1			2
公明党					1	1				2
民社友愛		2								2
決断と実行	2	1	1	2					1	7
柏崎のみらい	2			1						3
社会クラブ		1		1				1		3
無所属				1						1
計	7	5	4	5	1	1	1	1	1	26

4 議会構成

(1) 議会構成



(2) 常任委員会の所管事項

委員会名	定数	所管事項
総務	9人	総合企画部・財務部・市民生活部・危機管理部・会計課・選挙管理委員会・公平委員会・監査委員・消防本部・他の常任委員会の所管に属しない事項
文教厚生	8人	福祉保健部・子ども未来部・教育委員会所管事項
産業建設	8人	産業振興部・都市整備部・上下水道局・農業委員会所管事項
広報広聴	11人	議会基本条例(平成26年条例第49号)第20条に規定する広報・広聴の充実及び第21条に規定する議会の報告会等に関する事 その他議会の広報広聴に関する事

5 議会の運営

(1) 通年議会

ア 会期

毎年5月1日から翌年の4月30日までの通年とする。ただし、改選があった場合は、この限りでない（平成25年5月1日から通年会期制を採用）。

イ 定例会議と随時会議

従来の定例会方式に準じ、年4回（2月、6月、9月及び12月）、定期的に、まとまった期間に会議を開いて集中的に審議を行う。この定期的に開く会議を「定例会議」と称する。

また、定例会議以外で必要に応じて開く会議を「随時会議」と称する。

ウ 会議期間

定例会議及び随時会議を開催する期間を会議期間と称する。

エ 休会と閉会

1つの会議期間と次の会議期間の間、議会は休会する。

1度会期が始まると、それ以後、議員の任期中は、会期は毎年自動的に4月30日に終了して5月1日に始まるため、実質、議会は閉会しない。選挙後、最初に市長によって議会在招集されるまでの間が、閉会期間となる。

(2) 議会運営委員会

ア 定数 10人（欠員1人）

イ 所管事項

（ア）議会の運営に関する事項

（イ）議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

（ウ）議長の諮問に関する事項

ウ 委員の選出方法

会派代表者会議または議会運営委員会で協議し、各会派に委員数を配分、議長が指名。

エ 委員の任期 2年（平成29年6月5日から）

オ 委員会決定事項の周知徹底方法

それぞれの委員が所属会派の議員に逐次報告するが、主な決定事項は全議員に文書をもって通知し、周知を図る。

カ 委員会の開催時期

定例会議または随時会議開催のおおむね2週間前及び会議期間中

(3) 議会運営に関する主な事項

ア 本会議の開議時刻

会議は、午前10時に始める。

イ 議案の送付

議案その他関係書類は、定例会議または随時会議開催日の7日前に発送している（郵便その他）。

ウ 決算の審査方法

一般会計・特別会計については、決算特別委員会を設置して審査する（議長、監査委員を除く。）。

また、分科会を設けて審査する。

(ア) 決算特別委員会の構成（一般会計・特別会計） 議長、監査委員を除く全議員

(イ) 審査期間 一般会計・特別会計は全体会を2日間、分科会を4日間。

エ 意見書及び決議の取扱い

議会運営委員会で定めた日までに提出されたものを当該会議期間中に上程する。

オ 一般質問の取扱い

一括質問のほか、一問一答方式も可。

(ア) 通告書の提出時期及び通告内容

一般質問通告書の提出は、一般質問を行う日の数日前（その都度、議会運営委員会で決定）までとし、内容については、件名、要旨、要答弁者を通告するようにしている（その際に、一括か一問一答を選択 ※平成16年9月定例会から実施）。

(イ) 発言順位の決定方法

通告順とする。ただし、同一会派所属議員が連続する場合は、議長が調整する。

(ウ) 質問時間及び回数の制限

質問の時間は1人30分以内とし、人数・回数については制限していない。

カ 代表質問の取扱い

一括質問のほか、一問一答方式も可。

(ア) 実施時期について

- ・ 2月の定例会議に限って行う。
- ・ 市長の施政方針演説及び当初予算等の議案説明を受け、新年度の当初予算等の質疑の直前に行う。このときに限り、一般会計予算の総括質疑は行わない。

(イ) 代表質問を行うことのできる議員

- ・ 会派を代表する議員とする（無会派議員は認めない。）。
- ・ 会派に割り当てられた制限時間内であれば、同会派所属議員の関連質問を認める。

(ウ) 代表質問の発言時間について

- ・ 発言時間は、あらかじめ議会運営委員会で決定する。
- ・ 質問及び答弁は簡明に行うものとするが、制限時間内に答弁が終わらないときは、所管常任委員会において、答弁書の配付とともに答弁を行う。

(エ) 代表質問の発言内容について

質問は、市長の施政方針演説を主とした新年度の市政執行にかかわるものに限る。

(オ) 代表質問の通告及び発言順序について

- ・ 質問の通告は、あらかじめ定められた日時までとする。
- ・ 通告は、質問項目のみでも認める。
- ・ 発言順序は、会派からの通告順とする。

キ 質疑について

(ア) 発言通告制 事実上、採用していない（会議規則には規定がある。）。

(イ) 質疑時間及び回数の制限 いずれも制限はしていない。

ク 緊急質問の取扱い

あらかじめ議会運営委員会で協議し、その取扱い方を決めている。

なお、本会議で直接動議としての質問は、認めていない。

ケ 常任委員の任期

常任委員の任期は、2年とする。

コ 傍聴の取扱い

全ての会議は、原則として公開する。

(4) 請願（陳情）の取扱い

ア 提出期日

提出は随時受付けており、議長は、請願を受理した場合、速やかに所管の常任委員会に付託、全議員に請願の写し及び請願文書表を送付する（陳情は、受理後の直近の定例会議に報告のみ）。

イ 審議（審査）の際の紹介議員及び当局の説明状況

委員会が紹介議員の説明を求めることは余りない。当局は、請願を審査する委員会に出席しないが、本会議では、参考として所見を聞く場合もある。

ウ 請願者による趣旨説明

請願者が希望した場合、請願を審査する委員会に出席し、趣旨説明を行うことができる。

エ 請願人への結果通知の有無とその範囲

採択・不採択いずれの場合も、請願人に直接通知する。

6 議会活動の結果

(1) 市議会の開催状況（平成29年2月20日～平成29年12月20日）

ア 定例会議

区分 会議	会 議 期 間	本会議 日 数	実会議時間	傍聴人員
第6～12回	2月20日～3月23日（32日間）	7日	32時間21分	60人
第15～19回	6月5日～6月20日（16日間）	5日	16時間47分	37人
第21～26回	9月5日～10月10日（36日間）	6日	18時間11分	39人
第27～31回	12月5日～12月20日（16日間）	5日	16時間25分	25人
計	(100日間)	23日	83時間44分	161人

イ 随時会議

区分 会議	会 議 期 間	本会議 日 数	実会議時間	傍聴人員
第13回	4月19日（1日間）	1日	1時間20分	3人
第14回	5月26日（1日間）	1日	12分	0人
第20回	8月10日（1日間）	1日	34分	0人

7 報酬及び費用弁償等

(1) 議員報酬額

区 分	月 額
議 長	491,000 円
副議長	420,000 円
議 員	394,000 円

(2) 三役の給与

区 分	月 額
市 長	901,000 円
副市長	704,000 円
教育長	605,000 円

(3) 議員の期末手当

6 月 報酬月額 × 1.15 × 1.575 月

12 月 報酬月額 × 1.15 × 1.725 月

(4) 費用弁償

ア 常任委員会視察 82,040 円 (1 人当たり予算年額)

イ 議会運営委員会・広報広聴常任委員会視察 64,080 円 (")

ウ 出席費用弁償

(ア) 出席日当 支給しない

(イ) 交通費実費弁償 片道 2 km 以上

(ウ) 支給対象 本会議・常任委員会・議会運営委員会・特別委員会・全員協議会・
会派代表者会議・委員協議会・広報広聴委員会

(エ) 支給方法 会議ごとに口座振込

(5) 政務活動費

ア 使 途 会派が行う市政に関する調査研究その他の活動のための調査研究費、研修費、
広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料購入及び作成費、人件費、事
務所費等に充てる。

イ 交 付 対 象 会派 (一人会派を含む。)

ウ 施行年月日 平成 25 年 3 月 1 日 (平成 25 年度分から適用)

エ 予 算 会派所属議員数 × 年額 480,000 円 (前期・後期の 2 回に分けて交付)

(平成 17 年 4 月 1 日改定～改定前 500,000 円)

8 議会図書室

(1) 議会図書室の蔵書数（資料的なものは除く） 約700冊

(2) 新聞

新潟日報、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、日経新聞

柏崎日報、柏新時報

(3) 図書購入予算（平成30年度）

需用費 1,190千円（新聞代、追録代含む。）

備品購入費 50千円

9 議会刊行物

名称	発行回数	配布先	編集方法
会議録	定例会議 随時会議 全員協議会 ほか	原本、議員（希望） 議会図書室、国会図書館	外部委託（テープ反訳）により 作成
市議会だより 創刊 昭和50.7.15	年4回 (定例会議ごと)	市内全世帯	広報広聴委員会で協議し、事務局職員が作成。 主に議案の審議状況、一般質問を掲載

10 議会ホームページ

議会のホームページにおいて、各種情報を発信

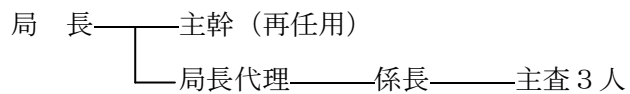
- ・ 本会議、常任委員会、特別委員会、全員協議会の生中継・録画中継の配信
- ・ 会議録検索システム（本会議及び委員会）
- ・ 会議日程、審議結果、議員名簿、市議会だより など

ホームページURL <http://www.city.kashiwazaki.lg.jp>

メールアドレス gikai@city.kashiwazaki.lg.jp

1 1 議会事務局

(1) 機構と職員数 (条例定数 7人 現員数 7人)



非常勤職員 1人

(2) 議会各室の状況

室名	面積(m ²)	備考
議場	291.60	固定34席(傍聴席)、固定11席(記者席)
傍聴席及び記者席		
議会図書室	37.44	
議員控室	207.36	7室
委員会室	53.28	1室
議長室	46.08	
応接室	34.56	
事務局	51.84	
計	722.16	

(3) 議会の歳出予算

(単位 千円)

当初予算額		297,538	
報酬	124,404	交際費	850
給料	24,929	需用料費	4,667
職員手当等	53,811	役務費	461
共済費	55,635	委託料	5,700
賃金	1,745	使用料及び賃借料	3,406
報償費	370	備品購入費	245
旅費	7,667	負担金補助及び交付金	13,648



エコアクション21
認証・登録番号 0001466

市では、2007年にエコアクション21の認証を取得しました。現在も省エネ・節水や廃棄物の削減を中心に、環境に優しい取り組みに努めています。